

## 6. 技術秘密侵害事件に対する最高人民法院による初の懲罰的賠償の判決（～カルボマー事件の紹介～）

### （１）はじめに

カルボマー事件（以下「本事件」という）は、技術秘密の侵害紛争をめぐる民事事件である。本事件は、知的財産権事件についての最高人民法院による初の懲罰的賠償に関する事件で、かつ懲罰的賠償の倍数がその上限値の５倍賠償が適用された事件である。

本事件は、指導的案例 219 号として指定され、次の２点が裁判要点として示されている。

- (i) 知的財産権侵害行為が「情状が重い」に該当するか否か、及び懲罰的損害賠償を適用するか否かの判断に際し、被疑侵害者が知的財産権侵害を業としているか否か、刑事罰又は行政罰を受けているか否か、侵害が繰り返されているか否か、訴訟中に証明妨害があったか否か、並びに侵害により生じた損害額又は侵害により得られた利益の額、侵害の規模、侵害の継続期間等の要素を総合的に考慮することができる。
- (ii) 行為者が、自己の行為が侵害に該当することを知りながら、その侵害行為を実際に実施し、かつその侵害行為がその主たる事業の業務を構成する場合には、知的財産権の侵害を業とすると認定することができる。知的財産権の侵害を業とし、長期間にわたり大規模に侵害行為を行った場合には、法により高い倍数、ひいては上限の倍数の懲罰的損害賠償を適用して損害賠償額を決定することができる。

上記の裁判要点に加え、本事件の判決において示された要件の判断、考慮される要素等も、後に制定された司法解釈である「最高人民法院による知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」（法釈〔2021〕４号（改訂により廃止）、現行の法釈〔2026〕７号）にとって、先例としての存在になっている。

### （２）事案の概要

本事件は、広州天某会社、九江天某会社が華某、安徽紐某会社等を相手に技術秘密の侵害をめぐる紛争事件である。

原審原告（以下「原告」という）の広州天某会社と九江天某会社は、洗い流し不要の消毒用ハンドジェルの原料である「カルボマー」の製造に関する技術秘密の権利者である。

原審被告（以下「被告」という）の華某は、2012 年から 2013 年にかけて原告の広州天某会社に勤務していた期間中、社内規定に繰り返して違反し、カルボマーの製造プロセスに関連する技術資料を業務用パソコンから外部記憶媒体に複製した。華某はカルボマー製品の研究開発責任者という立場を利用して、広州天某会社の子会社である九江天某会社の製造現場主任・李某生に、カルボマー製造工程技術に関する設備図面へのアクセスを要求した。華某は、不正に取得したカルボマー製造工程に関する図面や文書を、安徽紐某会社の法定代表者である劉某、ならびに朱某良、胡某春らに送付し、その研究・改良の取り組みを主宰した。後に胡某春が設計図面を修正し、関連設備を調達し、最終的に安徽紐某会社がカルボマー製品を製造して国内外で販売した。

### (3) 争点

一審では、(1) 九江天某会社が訴訟の主体的適格を有するか否か。(2) 両天某会社が主張する技術情報が営業秘密に該当するか否か。(3) 華某、劉某、胡某春、朱某良、安徽紐某会社、呉某金、彭某が両天某会社の営業秘密を侵害したか否かが争点になっていた。

二審では、争点(1)～(3)は一審の場合と同様で、加えて(4) 営業秘密の侵害行為があった場合、法的責任をどのように判断すべきかが争点であった。

### (4) 判旨

一審判決では、華某、劉某、朱某良、胡某春、安徽紐某会社が、広州天某会社及び九江天某会社の技術秘密を侵害したと認定され、その技術秘密を侵害する行為の停止が命じられ、技術秘密に係る製造プロセスの資料の破棄が命じられた。安徽紐某会社に対して3,000万元(侵害によって得られた利益の2.5倍を基準として算定)の経済的損害及び40万元合理的支出の賠償が命じられ、華某、劉某、朱某良、胡某春には500万元、500万元、100万元、100万元の範囲内連帯責任の負担が命じられた。

二審では、安徽紐某会社、華某、劉某、朱某良、胡某春が技術秘密を侵害したと認定した一審判決は不当ではないと認定され、一審の判断が維持されたが、一審判決では、侵害によって得られた利益の算定に際し、侵害された技術秘密が製品の利益への寄与度が考慮されていなかったこと、一審判決で懲罰的賠償額の決定に際して、侵害行為者の主観的悪意の程度、侵害を業とし、侵害規模が大きく、継続時間が長く、証明妨害行為がある等のような重い情状が十分に考慮されていなかった。そのため、二審裁判所の最高人民法院は、侵害された技術秘密が被疑侵害品のカルボマーの全体の製造プロセスの中で果たす役割を考慮して製品の利益への寄与率を50%と決め、当該侵害利益を600万元と決めた<sup>1</sup>。

また、安徽紐某会社(原審被告)は侵害を業としており、かつ、その前法定代表者(劉某)が本件に係る技術秘密の侵害に関わる刑事犯罪により刑罰が科された後もなお生産を継続し、20カ国を超える国・地域に販売していたことから、侵害の故意が顕著であること、侵害の情状が重いことに鑑み、一審判決の倍数(2.5倍)を法定上限の5倍に引き上げられた。

二審判決では、安徽紐某会社の侵害によって得られた利益の5倍を基準として賠償額が算定され、安徽紐某会社は、広州天某会社及び九江天某会社の経済的損失3,000万元、権利行使のための合理的な費用40万元を賠償し、劉某、華某、朱某良、胡某春は、それぞれ3,000万元、500万元、100万元、100万元の範囲内、連帯責任を負うとの判決が下された。なお、劉某は、安徽紐某会社の前法定代表者として侵害過程における役割が顕著であったことから、本事件全体の賠償(3,000万元)について連帯責任を負うべきとして判決が変更された。

---

<sup>1</sup> 二審判決の賠償総額は3,000万元で、結果的に一審判決の賠償総額と同じである。

また、技術秘密が製品の利益への寄与率は、本件技術秘密が被疑侵害品の生産において占める技術の比率及び販売利益への貢献を考慮する。なお、被告の配合処方侵害は侵害と認定されていなかった。

## (5) 考察

懲罰的賠償の適用のための要件は、情状要件、基数及び倍数要件からなる。情状要件は、悪意による侵害かつ情状が重いことを含む。基数要件では、権利者の実際の損害又は侵害者が侵害によって得られた利益が計算の基数となる。倍数要件は基数の1倍以上5倍以下の範囲内<sup>2</sup>の倍数になる。なお、懲罰的賠償は補償的賠償に対するものである。懲罰的賠償の適用は基数の額全体がわからない場合に、基数の部分額であっても適用することができる。

### ア. 「悪意」による侵害と「情状が重い」

#### a. 悪意（故意）の認定

中国における営業秘密の侵害について、反不正競争法（2019年法<sup>3</sup>）第17条第3項には、「事業者が悪意<sup>4</sup>で営業秘密を侵害する行為を行い、情状が重い場合は、上述の方法に基づいて決定した額の1倍以上5倍以下の賠償額を決定することができる」ことが規定されている。なお、過失には懲罰的賠償が適用されず、「故意」は懲罰的賠償を適用するための第一の前提条件である。

本事件の場合、被告の華某は原告の広州天某会社の元研究開発担当者であり、また劉某は安徽紐某会社当時の法定代表者であり、両者はいずれも広州天某会社が関連する技術についてすでに秘密保持措置を講じている<sup>5</sup>ことを知りながら、法律によって禁止されている手段で関連の技術情報を取得し、かつ生産事業に投入して利益を得ていた。華某が技術秘密を不当に取得して他人に開示した行為は自発的な行為であり、劉某が本事件に係る技術秘密を取得して安徽紐某会社の事業に投入する行為は、秘密に係る技術の使用かつ利益の取得の主観的動機があり、安徽紐某会社は法人として、その意思決定機関が前記状況を知りながら、専ら本事件に係る技術秘密を利用してカルボマー製品の生産に従事し、悪意を有する（故意）に該当し、懲罰的損害賠償を適用するための主観的要件を満たすと認定された。

「故意」に関連する法律等の規定として、現行の反不正競争法（2025年法）第22条第3項には、事業者が故意に営業秘密を侵害する行為を行い、情状が重い場合は、上述の方法に基づいて決定した額の1倍以上5倍以下の賠償額を決定することができる旨が規定されている。現行の対応の司法解釈（法釈〔2026〕7号第1条）には、「原告が、その法により享有する知的財産権を、被告が故意に侵害しかつ情状が重いことを主張し、懲罰的賠償責任を負うことを被告に命じる判決を請求した場合、人民法院は法により審理しなければならない」ことが規定され、同司法解釈第6条には、「故意」の認定に考慮される要素について具体的な規定が置かれている。

---

<sup>2</sup> 懲罰的賠償の倍数は整数でなくてもよい（法釈〔2026〕7号第11条）。

<sup>3</sup> 本事件の当時に適用される法律である。

<sup>4</sup> 要件の「悪意」は「故意」と同義か否かについて一時議論があったが、現行法の反不正競争法（2025年法）第22条第3項では改正により「故意」に統一された。

<sup>5</sup> 華某は原告の天某会社との間に労働契約及び営業秘密の秘密保持、競業制限合意を締結し、秘密保持を約定している。

## 法釈〔2026〕7号

**第6条** 知的財産権侵害の故意に対する認定について、人民法院は、知的財産権の客体の類型、権利状態及び知名度、被告と原告又は利害関係人との関係等の要因を総合的に考慮しなければならない。

2 被告が次に掲げるいずれか一つの事由に該当する場合、人民法院はその被告が知的財産権侵害の故意を有すると認定することができる。ただし、当事者に反論するのに足りる反対証拠がある場合はこの限りでない。

- (一) 原告又は利害関係人からの有効な通知後であっても、依然として侵害行為を続けて行われる場合
- (二) 被告又はその法定代表者、管理人が原告又は利害関係人の法定代表者、管理人、実際の支配者であって、侵害された知的財産権を知り又は知るべきである場合
- (三) 原告又は利害関係人との間に労働、労務、協力、許諾、販売、代理、代表等の関係を有し、かつ前述関係に基づいて侵害された知的財産権に接触したことがある場合
- (四) 原告又は利害関係人との間に業務上のやり取りがあり、又は契約等の成立のために協議したことがあり、かつ前述関係に基づいて侵害された知的財産権に接触したことがある場合
- (五) 海賊版、登録商標の仮冒、他人の専利の仮冒を実施した場合
- (六) 原告と和解しかつ侵害の停止を同意した後、再度同じ又は類似の侵害行為を行った場合
- (七) 関連会社の設置、法定代表者の変更又は株主の支配、匿名で会社を設置する方法で実際の支配関係を隠し又は免責協定を締結することにより、係争知的財産権の侵害責任を逃れる場合
- (八) その他の故意と認定することができる場合

### **b. 知的財産権の侵害を業とするか否かの認定**

「知的財産権の侵害を業とするか否か」の判断について、本事件の場合、安徽紐某会社は、知的財産権の侵害を業とするものではないことを立証するのに、安徽紐某会社の営業許可証等を証拠として法院に提出し、その営業範囲がカルボマー製品の生産だけではないことの裏付けをしようとした。二審法院の判決によると、「営業許可証に記載された営業範囲は、安徽紐某会社が設立登記を申請した際に選択した内容にすぎず、実際の営業範囲は営業許可証記載の範囲より広い場合もあれば狭い場合もある。しかも、すでに認定された事実によれば、安徽紐某会社はカルボマー製品以外の製品を生産しておらず、同社もカルボマー製品以外の製品を生産していた事実を証明するための証拠が提出されていなかった」。

また、二審判決によると、「本事件では、華某が係争技術秘密の開示の侵害行為は2012年から2013年の期間に発生しており、安徽紐某会社は、華某が両天某会社から違法に取得したカルボマー生産工程および設備技術を利用してカルボマー製品を生産し、これを国内外に販売していた。さらに、安徽紐某会社は、自社が生産したカルボマー製品はいずれ

も同一設備によって生産されたものであると明確に陳述している」。客観的に、安徽紐某会社及び劉某らの行為者が現に行っている侵害行為は安徽紐某会社の主たる業務であり、主要な利益源になっている。主観的に、当該会社の実質的支配者及び経営陣等を含む行為者（劉某ら）が、自らの行為が侵害行為であることを知りながら実行した。

その結果、二審では、安徽紐某会社及び劉某らの行為は技術秘密の侵害を業としてしていると認定された。侵害者が侵害を業とするか否かは侵害による利益の算定方法の決定の基礎となる。「被告の違法所得又は侵害により得られた利益を懲罰的賠償の計算の基数とする場合は、営業利益を参照して算定することができる。被告が知的財産権の侵害を業とする場合は、販売利益を参照して算定することができる」（法釈〔2026〕7号第9条）。

### c. 情状が重いことの判断に考慮される要素

本事件の指導的案例の「裁判要点」によると、「情状が重い」に該当するか否か、及び懲罰的損害賠償を適用するか否かを判断する際に、被疑侵害者が知的財産権侵害を業としていないか否か、刑事罰又は行政罰を受けているか否か、侵害が繰り返されているか否か、訴訟中に証明妨害があったか否か、権利者の実際の損害額、侵害により生じた損害額、侵害により得られた利益の額、侵害の規模、侵害の継続期間等の要素を総合的に考慮することができる。

本事件の場合は、安徽紐某会社の生産規模が大きく、自認の売上額が3,700万元を超え、販売範囲が20あまりの国及び地域に及び、本事件に係る技術秘密は製造プロセス、生産フロー及び設備に関わっており、これらの技術秘密は製品の形成に重要な役割を果たし、原告の両天某会社に極めて大きな損害をもたらした。安徽紐某会社の前法人代表者である劉某は営業秘密の侵害で刑事責任が追及され、関連する製造プロセス、生産フロー及び設備が技術秘密の侵害に認定された後も、安徽紐某会社は生産を停止せず、その侵害行為が連続性を有し、侵害の規模が大きく、継続する期間が長い。これらの要素を総合的に考慮した結果、侵害者による営業秘密の侵害は故意でかつ情状が極めて深刻であると認定され、懲罰的賠償の倍数が5倍で適用された。

知的財産権侵害の情状が重いことの認定に際して考慮される要因は、現行の司法解釈（法釈〔2026〕7号）第7条に規定されている。次の条文から、本事件の上記裁判要点に言及している事項が後の司法解釈（法釈〔2026〕7号）盛り込まれていることが確認できる。

### 法釈〔2026〕7号

**第7条** 知的財産権侵害の情状が重いに対する認定について、人民法院は侵害の手段、侵害の回数、侵害行為の継続期間、地域的範囲、規模、結果、侵害者によるその侵害行為に対する認識、基本的な態度等の要因を総合的に考慮しなければならない。

2 被告が次に掲げる事由のいずれか一つに該当する場合、人民法院は情状が重いと認定しなければならない。

- （一）侵害により行政罰を受け、又は法的責任を負う旨の法院による裁判を受けた後に、再度同じ又は類似する侵害行為を行った場合
- （二）正当な理由がなく保全裁定の履行を拒否する場合
- （三）侵害の証拠を偽造し、毀損し、又は隠匿する場合

- (四) 侵害行為を主たる営業業務とし又は侵害により得られた利益を主たる利益の源泉とする等のような知的財産権の侵害を業とする場合
- (五) 侵害による利得が大きく、又は侵害行為により権利者の業務上の信用、市場のシェア等に大きな損害を被った場合、
- (六) 侵害行為が国の利益、社会公共の利益に危害を加え又は危害を加えるおそれがある場合
- (七) その他の情状が重いと認定すべき場合

## イ. 懲罰的賠償の計算の基数

懲罰的賠償の計算の基数は、原告の実際の損害額、被告の違法所得額又は権利侵害によって得られた利益を使うことになる。本事件では、次の計算式、すなわち、安徽紐某会社の侵害によって得られた利益＝（被告の）売上額×（原告の）九江天某会社の粗利という計算式で懲罰的賠償の計算の基数を算定した。ここで、被告の安徽紐某会社の売上額は、被告自認の額（37046171.71 元）で、九江天某会社のカルボマーの粗利（2015～2018 年の平均値 32.26%）、安徽紐某会社の侵害によって得られた利益＝37046171.71 元×32.26%＝11951095 元になる。被告の安徽紐某会社の自認の売上額は、売上げの総額ではなく、その一部の売上げにすぎない。そのため、これによって算定したのは権利侵害によって得られた利益の一部ということになる。本事件ではこの 11951095 元×50%（整数を取って 600 万元）が損害の賠償額となり、この 600 万元が懲罰的賠償の計算の基数となる。

なお、本事件は判決において、被告の侵害によって得られた利益を基数とし、倍数を 5 で乗算したが、後に明らかにされた懲罰的賠償の総額の計算方法は、基数×倍数ではなく、基数+基数×倍数である<sup>6</sup>。実は、本事件の場合、懲罰的賠償の総額は基数×倍数で計算された場合の倍数は 5 倍になるが、基数+基数×倍数という計算式によって算定する場合、その計算式の中の倍数は 4 になる。なお、計算式が基数+基数×倍数によることが明らかにしたのは本事件の後のことであった。本事件は 5 倍賠償が適用されたといわれているが、後に定められた基数+基数×倍数という計算式によって算定する場合は、実質的に 4 倍である。

現行の司法解釈である法釈〔2026〕7 号では、第 8 条～第 10 条に懲罰的賠償の計算の基数について規定されている。

### 法釈〔2026〕7 号

**第 8 条** 人民法院が懲罰的賠償額を決定するとき、それぞれの関連する法律に従い、原告の実際の損害額、被告の違法所得額又は侵害によって得られた利益を計算の基数としなければならない。計算の基数には侵害の制止のために支払った合理的な支出を含まないとする。法律に別途に定めがある場合はその定めに従う。

<sup>6</sup> 「北京市高级人民法院による知的財産侵害の民事事件の懲罰的賠償の適用に関する審理指南」第三部 懲罰的賠償額の算定 3.1 【賠償総額】三枝国際特許事務所編集 洗理恵翻訳「中国知的財産関連法令集」610 頁（発明推進協会、2026）。

2 実際の損害額、違法所得額、侵害によって得られた利益のいずれによっても算定が困難な場合は、人民法院は法により当該権利の許諾実施料を参照して懲罰的賠償額の計算の基数を合理的に決定する。

3 法定賠償額は懲罰的賠償の計算の基数とすることはできない。

**第9条** 被告の違法所得又は侵害により得られた利益を懲罰的賠償の計算の基数とする場合は、営業利益を参照して算定することができる。被告が知的財産権の侵害を業とする場合は、販売利益を参照して算定することができる。利益率が算定できない場合は、統計部門、業界団体等が公表する同期間、同業種の平均利益率、又は権利者の利益率を参照して算定することができる。

**第10条** 人民法院が、法により被告に対しその掌握する侵害行為に関連する帳簿、資料等の提供を被告に命じたにもかかわらず、被告が正当な理由がなく提出を拒否した場合、人民法院は、原告の主張及び在案証拠に基づき、法により懲罰的賠償額の計算の基数を決定することができる。民事訴訟法第114条に規定する場合に該当するとき、法により法的責任を追及する。法律に別段の定めがある場合はその定めに従う。

懲罰的賠償の条項は2019年4月23日（改正法の施行日）反不正競争法の改正に伴い導入された。一方、本事件の侵害行為は、改正反不正競争法の施行日より前からその改正反不正競争法の施行日以降まで継続して行われた。ここで、改正反不正競争法の施行日より前に発生した被疑侵害行為には、法不遡及の一般原則に基づき、原則として懲罰的損害賠償は適用されない。従って、懲罰的賠償額は本来改正反不正競争法の施行日を境に分けて算定する必要があった。しかしながら、本事件において、侵害者は法改正前後の具体的な利益に関する証拠の提出による証明をしていなかったため、改正反不正競争法の施行日を境に分けて算定することができなかった。加えて、二審における証拠により、安徽紐某会社が一審判決後でも侵害行為を停止しておらず、その行為が連続性を有し、侵害の規模が巨大で、継続する期間も長い。これらの状況に鑑み、本事件の場合は、施行日を境に分けて算定することができないと認定された。

## ウ. 懲罰的賠償の倍数

懲罰的賠償の倍数は侵害の情状の重さによって決定される。本事件の場合、情状の重さとして、具体的には、①主観的悪意が深刻である。被告は、2014年から2020年現在まで権利侵害行為が継続して行われ、たとえ関連する刑事事件の審理期間中であっても、さらには法院による有罪判決が確定した後でさえも中断することがなかったこと、②被告の生産規模が極めて大きく、自認の売上額が3,700万元で、かつその販売エリアには国内外が含まれ、20以上の国に及んでいること、③被告の侵害に係る技術秘密は、製品の製造プロセス、生産フロー及び設備に及んでおり、これらの技術秘密は製品の形成に重要な役割を果たしていること、④原審の審理の段階で、被告は正当な理由がなく関連する会計帳簿及び原始証拠の提出を拒み、拳証妨害（証明妨害ともいう）を構成すること、これらのことを総合して、主観的故意が深刻で、侵害情状が重いと判断された。

懲罰的賠償の倍数は侵害の情状の重さと一定の対応関係を有すべきである。これによってはじめて法律の適用時の比例原則に適合する。司法の適用の利便性及び自由裁量の濫用

の制限のために、侵害の情状の認定について、情状が重い場合には2倍賠償を適用し、より重い場合には3倍賠償を適用し、特に重い場合には4倍賠償を適用し、情状が極めて重い場合、例えば、「直接的故意、完全に侵害を業とし、侵害の規模が大きく、持続期間が長く、損害又は利益が多大で、証拠妨害」等の認定要件が全て揃えた場合は5倍の懲罰的賠償が認定される<sup>7</sup>ことになる。

現行の司法解釈である法釈〔2026〕7号では、第11条～第13条に懲罰的賠償の計算の倍数に関して規定されている。

### 法釈〔2026〕7号

**第11条** 人民法院が懲罰的賠償の倍数を決定するとき、被告の主観的故意又は過失の程度、侵害行為の情状の重さの程度等の要因を総合的に考慮しなければならない。懲罰的賠償の倍数は法定範囲内で決定し、整数でなくともよい。

**第12条** 人民法院が懲罰的賠償を適用して決定した賠償額の総額は、最高額が計算の基数の5倍とする。権利者が侵害行為の制止のために支払った合理的な費用は当該総額とは別に計算される。

**第13条** 同一の侵害行為により、すでに過料、又は罰金が科されかつ執行が完了した場合、人民法院は懲罰的賠償の倍数を決定する際に考慮しなければならない。

## Ⅱ. 営業秘密に関する举证責任

### ⅱ. 営業秘密の該当性

一審において営業秘密の該当性について争われた。原告の両天某会社は京洲鑑定センター第45号鑑定意見と関連する刑事事件の確定判決を証拠として提出し、カルボマーの製造プロセス、生産フロー、設備の技術情報は秘密性を有することを主張した。刑事事件の確定判決では、京洲鑑定センター第45号鑑定意見が刑事事件の担当裁判所に採用され、本事件の技術情報が営業秘密に該当することが認定された。確定判決は強い証明力を有する。確定判決で認定された事実を翻すには十分な反証による証明を提出する必要があるとされている。

司法解釈である「最高人民法院による中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する解釈」（法釈〔2022〕11号）第93条によると、「人民法院で法的効力がすでに生じた裁判所確認済の事実」について、当事者は証拠を挙げて証明する必要がない。ただし、当事者が事実を翻すのに十分な反対証拠がある場合はこの限りでない。そのため、本事件の場合、被告側から原告の技術情報は技術秘密を構成しないことを証明する反証は提出されたが、カルボマーの製造プロセス、生産フロー、設備の技術情報が技術秘密を構成しないことを証明するのに不十分であるとして技術秘密に該当すると認定された。なお、カルボマーの配

<sup>7</sup> 徐卓斌＝張鐘月「営業秘密侵害事件での懲罰的賠償の適用」（2021年4月28日）最高人民法院の公式サイト（<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1235.html>、2026年10月13日最終閲覧）。なお、徐卓斌判事は本事件の担当裁判長である。

合処方秘密情報に該当するか否かについては、権利者側の立証不十分のため、その秘密性は認定されなかった。

## **b. 営業秘密の侵害の該否**

営業秘密の侵害の立証について、営業秘密の権利者は、初歩的な証拠を提供し、その営業秘密が侵害されたことを合理的に明らかにし、かつ反不正競争法第 39 条第 2 項各号の証拠のいずれかを提供した場合、立証責任は被疑侵害者の方に転換される（反不正競争法第 39 条第 2 項）。

本事件では、原告の両天某会社は広東知識産権鑑定書第 10 号鑑定意見と関連する刑事事件の確定判決を証拠として提出し、営業秘密が侵害されたことを主張した。広東知識産権鑑定書第 10 号鑑定意見では、両天某会社と安徽紐某会社双方のカルボマーの製造プロセス、生産フロー、設備の技術情報が実質的に類似する旨の見解が示され、関連する刑事事件の確定判決では広東知識産権鑑定書第 10 号鑑定意見が採用された。確定判決は強い証明力を有するため、関連する刑事事件の確定判決で認定された事実は一審裁判所のみならず、二審裁判所にも採用され、営業秘密の侵害に該当すると認定された。

本事件と同一の侵害行為について、営業秘密の侵害で刑事責任も追及されている。本事件の民事事件で、権利者は鑑定機関による鑑定意見と関連する刑事事件の確定判決を証拠として提出した。本来一鑑定機関の見解にすぎなかった鑑定意見が刑事事件で証拠として採用され、その判決が確定判決になったために、その証明力が「パワーアップ」され、強い証明力を有するものとなった。また、刑事事件では公安部門が証拠収集に動き、営業秘密の当事者が入手できない情報も入手できる場合があるので、刑事事件の審理が早く審理されることも権利者には有利になる。

営業秘密の侵害事件は、本事件のように同一の侵害行為について刑事訴訟と民事訴訟が存在するいわゆる「民刑交差」が生じる場合がある。この場合、学説では、刑事事件が先に審理されるべきか（「先刑後民」）、それとも民事事件が先に審理されるべきか（先民後刑）についての議論がある。

また、司法解釈である「最高人民法院による営業秘密の侵害の民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」（法釈〔2020〕7号）第 22 条第 1 項には「人民法院が営業秘密の民事事件を審理するときは、営業秘密の侵害の犯罪に係る刑事訴訟手続において形成された証拠に対し、法定の手続に従い全面的かつ客観的に審理しなければならない」と規定されている。民事事件で提出された刑事事件での営業秘密の侵害と認定された確定判決とその認定の根拠となる証拠は、民事事件において強い証明力を有するが、民事事件で法定の手続に従い全面的かつ客観的に審理されることは変わりがない。

## **参考情報**

・本事件の判決文：最高人民法院の公式サイト（2021 年 3 月 1 日）

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1073.html>、2026 年 10 月 13 日最終閲覧）

・徐卓斌＝張鐘月「営業秘密侵害事件の懲罰的賠償の適用」最高人民法院の公式サイト（2021 年 4 月 28 日）

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1235.html>、2026 年 10 月 13 日最終閲覧)。なお、徐卓斌判事は本事件の担当裁判長である。

・周雷「技術秘密侵害紛争事件における懲罰的賠償の適用に考慮される要素」最高人民法院の公式サイト（2021 年 10 月 14 日）。

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1593.html>、2026 年 10 月 13 日最終閲覧)。なお、周雷氏は本事件の担当裁判官助手である。

＊ 免責事項

上記内容は、一般論であり、個別具体的な事情は担当の弁理士に相談するようお願いいたします。